

★ 採石法施行細則の一部を改正する規則（規則第六十五号）（技術企画課）

一 改正の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第五十号）において、採石法の一部が改正されたことに伴い、引用条項の整理など必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十七年十二月二十六日

★ 砂利採取法施行細則の一部を改正する規則（規則第六十六号）（技術企画課）

一 改正の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第五十号）において、砂利採取法の一部が改正されたことに伴い、引用条項の整理など必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十七年十二月二十六日